

市民協働プラザとは

市民の皆さんが行う公益的な活動の支援や男女共同参画の推進の拠点として、市内で活動する市民公益活動団体の活動や交流の場として利用できます。

また、住民福祉・高齢者支援・外国人支援など、市民の皆さんの生活を支える団体の事務所もあります。

市民協働

地域の課題を、市民・団体・企業・行政などの多様な主体が、それぞれの強みを生かし、連携・協力して解決していく考え方です。

市民公益活動

地域社会の課題解決や公共の利益のために、市民が自主的・主体的に行う活動です。

会津若松市市民協働プラザ

令和8年5月7日(木) OPEN

こんな使い方ができます



～市民活動のはじめの一歩にも、活動の広がりにも～



住所 : 会津若松市栄町5番17号
利用時間 : 9:00 ~ 19:00 (開館 8:30)
※キッズスペースは 17:00 まで
休館日 : 年末年始 (12/29-1/3) ほか
駐車場 : 利用者用 30 台
※おもいやり駐車場 2 台含む

フロアガイド / 入居団体のご案内



1階

①市民協働課

月～金曜日※祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分

②消費生活センター

月～金曜日※祝日を除く
午前8時30分～午後5時

③国際交流協会

火～土曜日※祝日を除く
午前9時30分～午後5時30分

すべての方が 利用できるスペース

(A)市民活動・フリースペース

打ち合わせや学習スペースのほか
ワークショップやイベント等で利用
できます。
※占有する場合は利用団体登録が必要です。

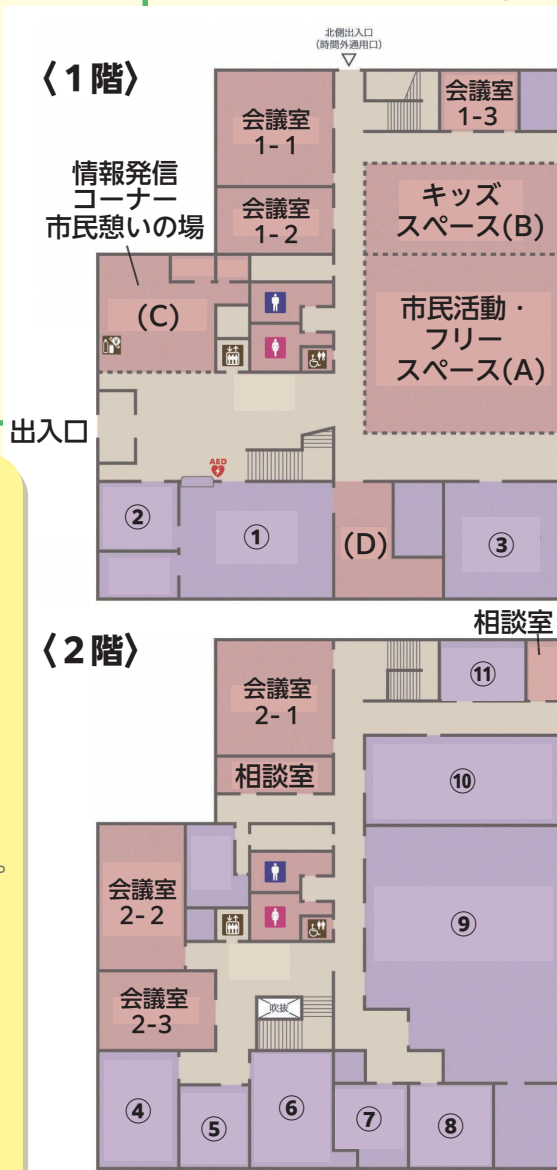
(B)キッズスペース

こどもを遊ばせたり、休憩できます。
※保護者同伴 ※午前9時～午後5時まで

(C)情報発信コーナー・ 市民憩いの場

市民活動や男女共同参画、地域
イベント情報などを発信します。
畳スペースや授乳室などを自由に
利用できます。※占有利用はできません。

(※イベント等で利用できない場合もあります。)



利用登録団体になることで 利用できるスペース

●会議室 (6室)

1-1 (最大51名)、1-2 (最大18名)、
1-3 (最大12名)、2-1 (最大51名)、
2-2 (最大24名)、2-3 (最大24名)
※各会議室にはモニター、机、椅子有

(D)市民作業スペース、 利用登録団体用コインロッカー

市民活動等に必要資料の印刷、
製本作業などを行うことが
できます。また、団体の物品等
を保管できるコインロッカーが
利用できます。

④老人クラブ連合会

月～金曜日※祝日・お盆を除く
午前9時～午後4時

⑤会津権利擁護・ 成年後見センター

月～金曜日※祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分

⑥障がい者基幹相談支援センター カムカム

月～金曜日※祝日を除く
午前9時～午後5時30分

⑦あいづ聴覚障害者協会

月～日曜日
原則、午前10時～午後4時

⑧県社会福祉協議会 生活自立サポートセンター 会津事務所

月～金曜日※祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分

⑨市社会福祉協議会

月～金曜日※祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分

⑩シルバー人材センター

月～金曜日※祝日を除く
午前8時30分～午後5時15分

⑪会津若松地区保護司会

月～金曜日※祝日を除く
午前9時30分～午後3時30分

利用団体登録制度について

市民協働プラザの利用団体として登録をすると施設の会議室などを利用できます。
利用登録ができる団体は、「会津若松市市民協働推進指針」に定める「市民公益活動団体」(※1)となります。なお、申請方法等については、

市民協働課 (TEL0242-39-1221) までお問い合わせください。

※1…市民公益活動団体…まちづくりや市民のための活動を継続的・組織的に行う団体



2階